

平成26年7月 地震保険改定のご案内

地震保険の始期日が平成26年7月1日以降となる契約*から、以下の改定を行いますのご案内いたします。

*平成26年7月1日以降に、地震保険の更改または自動継続を迎える契約を含みます。

1. 地震保険料の改定

東日本大震災も踏まえ、政府の研究機関が地震動予測地図の一部見直しを行いました。

これを含む各種研究結果から、地震保険の保険料についても見直しを行います。

【年間保険料例】(保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引適用なしの場合)

都道府県	イ構造 (火災保険の構造級別：M構造・T構造・A構造・B構造 またはM級・1級・2級・特級)			ロ構造 (火災保険の構造級別：H構造*・C構造・D構造 または3級*・4級)		
	改定前保険料	改定後保険料	差額	改定前保険料	改定後保険料	差額
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	5,000円	6,500円	+1,500円	10,000円	10,600円	+600円
長野県、滋賀県、岡山県、広島県	6,500円	6,500円	+0円	12,700円	10,600円	▲2,100円
福島県	5,000円	6,500円	+1,500円	10,000円	13,000円	+3,000円
北海道、青森県、宮城県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、沖縄県	6,500円	8,400円	+1,900円	12,700円	16,500円	+3,800円
香川県	6,500円	8,400円	+1,900円	15,600円	16,500円	+900円
山梨県	9,100円	8,400円	▲700円	18,800円	16,500円	▲2,300円
茨城県、愛媛県	9,100円	11,800円	+2,700円	18,800円	24,400円	+5,600円
埼玉県、大阪府	10,500円	13,600円	+3,100円	18,800円	24,400円	+5,600円
徳島県、高知県	9,100円	11,800円	+2,700円	21,500円	27,900円	+6,400円
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	16,900円	20,200円	+3,300円	30,600円	32,600円	+2,000円
東京都、神奈川県、静岡県	16,900円	20,200円	+3,300円	31,300円	32,600円	+1,300円

*火災保険の構造級別が「H構造(経過措置)」または「3級(経過措置)」の場合、ロ構造よりも保険料負担が軽減されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注) 保険料は、保険金額、保険期間、保険料払込方法等によっても異なります。お客さまの地震保険料については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

2. 地震保険の割引率拡大

次のとおり、「免震建築物割引」および「耐震等級割引3、2」の割引率を拡大します。

割引種類	現行	改定後
免震建築物割引	30%	50%
耐震等級割引	3	50%
	2	30%
	1	10%
建築年割引	10%	10%
耐震診断割引	10%	10%

各種割引の適用にあたり、ご利用いただける確認書類も拡大しました。

詳細は裏面をご覧ください。



(注1) 既に「免震建築物割引」または「耐震等級割引3、2」を適用しているご契約については、平成26年7月1日以降に、地震保険の更改または自動継続を迎えた時点より、新たな割引率を適用します(確認資料を追加でご提出いただく必要はありません)。

(注2) 新たに割引を適用する際には、各種確認資料のご提出が必要となります。

3. 地震保険割引の適用における確認資料の拡大

保険の対象が次のいずれかの「適用条件」を満たす場合に、所定の確認資料をご提出いただきますと、地震保険料に割引が適用されます。始期日が平成26年7月1日以降となる地震保険から確認資料が拡大され、よりご利用いただきやすくなります。

既に地震保険をご契約いただいている場合も、新たに割引を適用できる可能性がありますのでご確認ください。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料				
免震建築物割引 <table border="1"> <tr><th>割引率</th></tr> <tr><td>50%</td></tr> </table>	割引率	50%	免震建築物に該当する建物およびその収容家財である場合 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> ■「住宅性能評価書」 Point 1 ■「共用部分検査・評価シート」 Point 2 ■「住宅性能証明書」 Point 3 ■長期優良住宅に関する「技術的審査適合証」 Point 4 ■「フラット3 5 S 適合証明書」 <p>(独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書)</p>		
割引率						
50%						
耐震等級割引 <table border="1"> <tr><th>割引率</th></tr> <tr><td>耐震等級3 50%</td></tr> <tr><td>耐震等級2 30%</td></tr> <tr><td>耐震等級1 10%</td></tr> </table>	割引率	耐震等級3 50%	耐震等級2 30%	耐震等級1 10%	耐震等級が3～1に該当する建物およびその収容家財である場合 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の2つの書類 (①のみの場合は耐震等級割引2(30%)が適用されます。) ①「認定通知書」等の長期優良住宅の認定書類、 Point 5 「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」 (認定長期優良住宅であることが確認できる書類) ②「免震建築物」または「耐震等級3」であることが確認できる書類 (「設計内容説明書」等) ■「耐震性能評価書」(耐震等級割引の場合に限ります)
割引率						
耐震等級3 50%						
耐震等級2 30%						
耐震等級1 10%						
建築年割引 <table border="1"> <tr><th>割引率</th></tr> <tr><td>10%</td></tr> </table>	割引率	10%	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財である場合	<p>公的機関等が発行する「建物登記簿謄本」等、または宅地建物取引業者が交付する「重要事項説明書」等の対象建物の新築年月または新築年が確認できる書類</p> <p>Point 6 上記の書類に次のいずれかが記載された場合も、確認資料としてご利用いただけるようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事開始時期が昭和56年(1981年)6月1日以降であること ・昭和56年(1981年)6月1日以降に施行された建築基準法に基づき建築された建物であること 		
割引率						
10%						
耐震診断割引 <table border="1"> <tr><th>割引率</th></tr> <tr><td>10%</td></tr> </table>	割引率	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法 ^{*2} に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財である場合	<p>(1)「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等の耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書</p> <p>(2) 建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類</p>		
割引率						
10%						

(注) 上記は代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

*1 建築時等に登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた住宅に限ります。

*2 改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)をいいます。

	確認資料	概要と主な確認事項等
Point 1	共用部分検査・評価シート	「共用部分検査・評価シート」は、新築以外の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に発行され、区分所有者が各戸室の住宅性能評価を行う際に共用部分の評価を簡略化するために利用される書類です。「免震建築物」または「耐震等級3～1」であること等が確認できる場合にご利用いただけます。
Point 2	住宅性能証明書	「住宅性能証明書」は、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置における非課税枠加算申請の際、該当物件の耐震性を証明する書類です。「免震建築物」または「耐震等級3または2 [*] 」であること等が確認できる場合にご利用いただけます。 * 耐震等級3と特定できない場合は、耐震等級割引2(30%)を適用します。
Point 3	技術的審査適合証	これまで、「認定通知書」等とセットでご提示いただく必要がありましたが、「技術的審査適合証」のみの場合も確認資料となります。 (注) 免震建築物であること、または耐震等級3が確認できない場合は、耐震等級割引2(30%)を適用します。
Point 4	フラット3 5 S 適合証明書	「フラット35S適合証明書」は、住宅ローンの優遇金利が適用される「フラット35S」の融資基準に合致することを証明する書類です。「免震建築物」または「耐震等級3または2 [*] 」であること等が確認できる場合にご利用いただけます。 * 耐震等級3と特定できない場合は、耐震等級割引2(30%)を適用します。
Point 5	住宅用家屋証明書、認定長期優良住宅建築証明書	「住宅用家屋証明書 [*] 」・「認定長期優良住宅建築証明書」は、長期優良住宅に係る税額控除措置の申請の際、税務署に提出する書類です。 * 特定認定長期優良住宅であること等が確認できる場合にご利用いただけます。

・このチラシは平成26年7月の地震保険の改定について説明したものです。ご不明な点がございましたら代理店・扱者または当社にお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

http://www.aioinissaidowa.co.jp/

●ご相談・お申込先

契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

(130823)(2013年8月承認)GB13B012074